

**平成１９年度 総務省
地域情報化関連施策について**

**平成１９年１月２２日
情 報 通 信 政 策 局**

平成 1 9 年度地域情報化関連予算一覧

(単位: 百万円)

施 策 名	平成19年度	平成18年度		増減額
	予算予定額	補正予算額	当初予算額	
電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成制度	0	—	126	▲ 126
情報通信格差是正事業（公共事業関係費）	5, 221	—	5, 360	▲ 139
・ 地域イントラネット基盤施設整備事業	3, 554	—	3, 664	▲ 110
・ 移動通信用鉄塔施設整備事業	1, 635	—	1, 600	35
・ 民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業	32	—	96	▲ 64
無線システム普及支援事業（※ 1）	4, 365	—	3, 370	995
電波遮へい対策事業（※ 1）	3, 002	—	1, 343	1, 659
地域情報通信基盤整備推進交付金	5, 700	4, 120	5, 257	443
地域 I C T 利活用モデル構築事業【新設】	1, 800	—	0	1, 800
ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発（※ 2）	963	—	1, 040	▲ 77
条件不利地域におけるブロードバンド化促進の調査研究	31	—	31	0
合 計	21, 082	4, 120	16, 527	4, 555

注： 数字は政府予算予定額(百万円未満は四捨五入のため、合計欄の数字と一致しない場合がある)

※1 電波利用料

※2 NICT交付金の内数

地域情報化関連施策の体系

地域情報化関連予算施策

1. 民間事業者に対する支援

⇒基盤法による投資インセンティブの付与

低利融資・利子助成

○ 低利融資

光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資（日本政策投資銀行）

○ 利子助成

上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付（下限金利につき、過疎地域等優遇あり）

税制優遇措置

○ 法人税の特別償却（国税）

- ・ 光ファイバ（最終配線盤まで）
- ・ ADSL多重化装置（DSLAM）等

○ 固定資産税の課税標準の圧縮（地方税）

- ・ 光ファイバ（き線点まで（一部最終配線盤まで））
- ・ ADSL、FWA 等

債務保証

光ファイバ、ADSL等のブロードバンド整備時の資金借入等についての、情報通信研究機構による債務保証

2. 地方公共団体等に対する支援

⇒補助金、交付金等による支援

補助金

情報通信格差是正事業

○ 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に対する支援

○ 移動通信用鉄塔施設整備事業

過疎地域等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備することを補助

○ 民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業

民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域（難視聴地域）において、その解消を図るための中継施設や共同受信施設を整備する市町村に対する支援

○ 無線システム普及支援事業

電波利用料財源

携帯電話等の無線システムの普及を支援することにより、無線システムの利用可能地域を拡大

○ 電波遮へい対策事業

高速道路トンネル等において、移動通信用中継施設の整備を行う公益法人に対して、国が設置費用の一部を補助

交付金

○ 地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方自治体等に対し、有線・無線を問わない幅広い支援対象による補助を実施

3. 国による研究開発、調査研究等

⇒研究開発、調査研究等による検討

研究開発

○ ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発

地域の情報化による安心安全で豊かな地域社会形成のため、インターネット上で提供される多様なアプリケーションサービスを、安全かつ自在に組み合わせて利用できる環境を可能とするための研究開発

調査研究

○ 条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究

離島等条件不利地域におけるブロードバンド化を促進するため、モデル性の高い地域で、ブロードバンド化促進のための実施計画（実施計画）を策定し、当該実施計画に基づき、当該地域のブロードバンド化を促進

委託事業

○ 地域ICT利活用モデル構築事業

地域・中小企業の活性化や少子化への対応等に資するICT利活用の先進的モデルの構築を地方公共団体等に対して委託し、国がその成果を全国に展開

電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成制度

2010年までに次世代ブロードバンド基盤の全国的整備を図るため、電気通信基盤充実臨時措置法（基盤法）に基づく加入者系光ファイバ網等の基盤整備事業に対して利子助成を実施。

・これまでの取組

民間事業者によるブロードバンド基盤等の整備に対する支援措置として、基盤法に基づき、同法の認定事業者が行う加入者系光ファイバ等の施設の整備に必要な資金の貸付けに係るものについての利払いに充てる費用の一部について、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）による利子助成金の交付業務を実施。

これに伴い、国は利子助成の財源として、NICTに対し基金造成のための国庫補助を実施。

・施策の概要

- (1) 利子助成幅：最大2.0%
- (2) 下限金利
 - ・ 条件不利地域（※1）：融資当初5年間 1.6%（※2） 6年目以降 2.1%
 - ・ その他の地域：融資当初5年間 2.0% 6年目以降 2.5%
- (3) 対象設備（高度通信施設整備事業）

端末系光幹線路（※3）、端末系光端局装置、光端末回線装置、デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置、加入者系無線アクセス通信用無線設備、ケーブルモデム

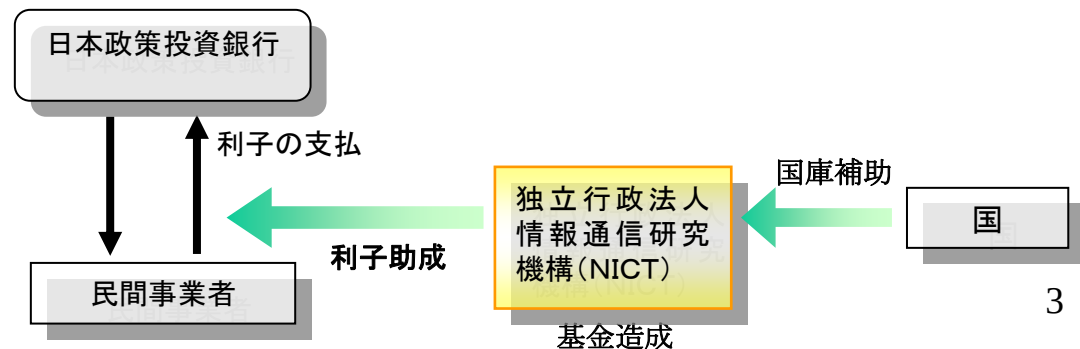
※3 加入者系光ファイバに関しては、個々の加入者宅への引き込み線部分を除く部分全体を対象とする。
（これまで対象としていた部分：電気通信事業者の局舎から、途中の大規模な分岐点（き線点）までの部分）

※1 過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村及び豪雪地帯のいずれかの地域。
※2 当該融資が行われた日において、償還期間、据置期間及び償還方法が当該融資に相当する財政融資資金貸付金利が1.6%を下回る場合は、当該財政融資資金貸付金利とする。

・利子助成基金

平成18年度基金残高 3,376百万円

※平成17年度末現在



地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

・これまでの取組

平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を、平成12年度当初予算から広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を実施してきたが、平成14年度から両事業を統合。平成17年度までに807事業を実施。

・施策の概要

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

(1)実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

(2)補助対象経費 ① 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等)
② 用地取得費・道路費

(3)補助率 ① 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1/3
② ①以外の連携主体、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)の場合 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村の場合 1/2
③ 第三セクターの場合 1/4

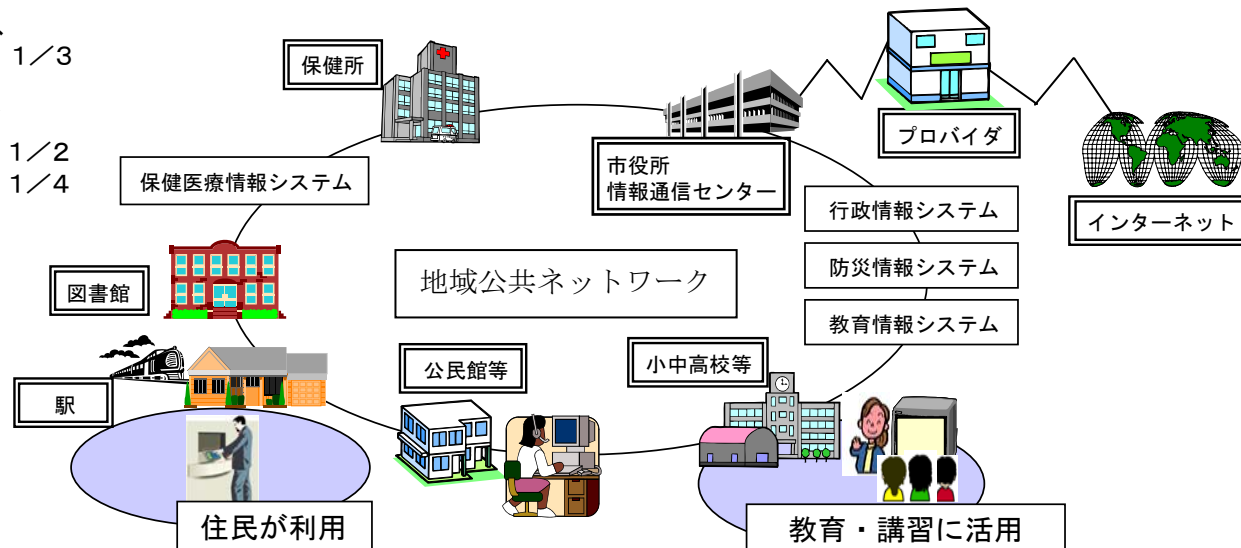
(4)その他 ① あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とする。
② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

・所要経費

一般会計

平成19年度予定額 3,554百万円

平成18年度予算額 3,664百万円



移動通信用鉄塔施設整備事業

携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助。

・これまでの取組

平成3年度から平成17年度までに過疎地等において647箇所です業を実施。

・施策の概要

地域間の格差是正を図るため、過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助。

(標準負担割合)

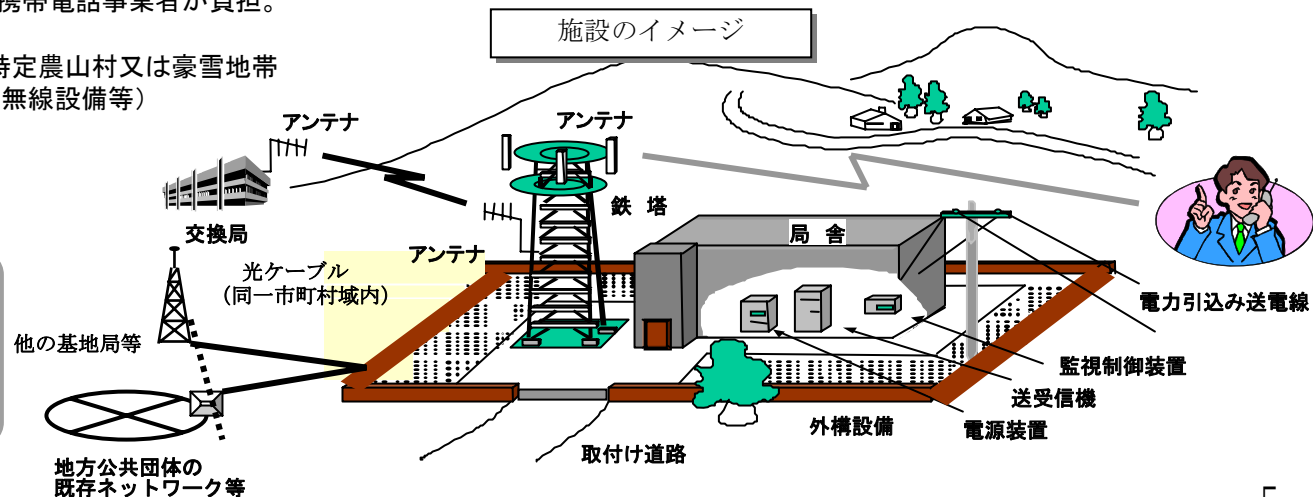
国 1 / 2	県 1 / 5	市町村 3 / 10
---------	---------	------------

※国の補助率は1/2。また、県及び市町村の負担割合は両者間の協議により変更することが可能。なお、市町村負担のうち、総事業費の1/6は携帯電話事業者が負担。

- ア 事業主体 : 市町村
- イ 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯
- ウ 対象施設 : 移動通信用鉄塔施設(局舎、鉄塔、無線設備等)

・所要経費

	一般会計
平成19年度予定額	1,635百万円
平成18年度予算額	1,600百万円



民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業

民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域（難視聴地域）において、その解消を図るための中継施設や共同受信施設を整備する市町村等に対して、所要経費の一部を補助。

・これまでの取組

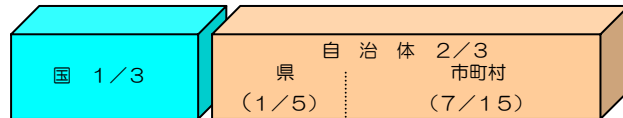
(1) 民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業	平成3年度～17年度	749か所
(2) 民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業	平成4年度～17年度	30か所
(3) 都市受信障害解消施設整備事業	平成5年度～17年度	9か所

・施策の概要

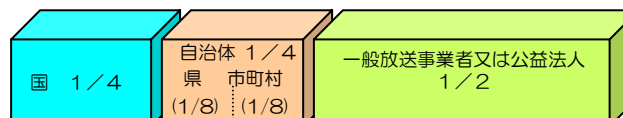
- (1) 事業主体 市町村
- (2) 対象施設 中継施設（局舎、鉄塔等）、共同受信施設（受信アンテナ、ヘッドエンド等）
- (3) 補助率

ア 中継施設を設置する場合

- 民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業
- 過疎地域、辺地、離島の場合

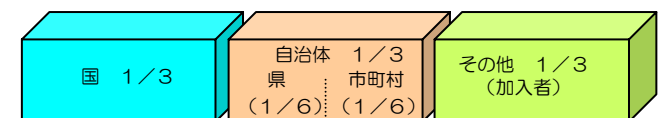


○ 左記以外の場合



イ 共同受信施設を設置する場合

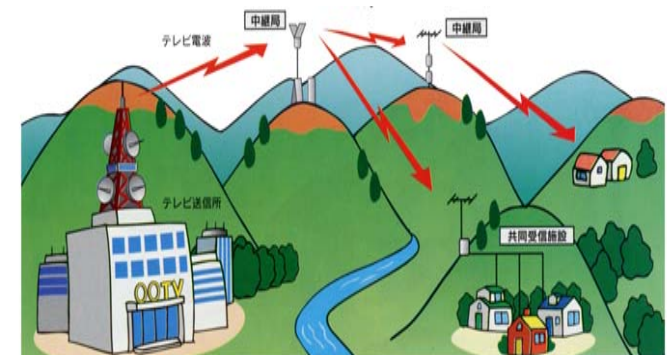
- 民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業



・所要経費

	一般会計
平成19年度予定額	32百万円
平成18年度予算額	96百万円

・イメージ図



地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

平成18年度予算で新設したスキームであり、平成19年度は、デジタル放送中継局、有線共聴施設にも対象を拡充。

・ 施策の概要

サービスの種別による事業の区分を廃し、デジタル放送中継局、ケーブルテレビ、有線共聴施設、ADSL、FWA（加入者系無線アクセスシステム）など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。

(1) 交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村 1／3

（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

- ② ①を含む合併市町村又は連携主体 1／3

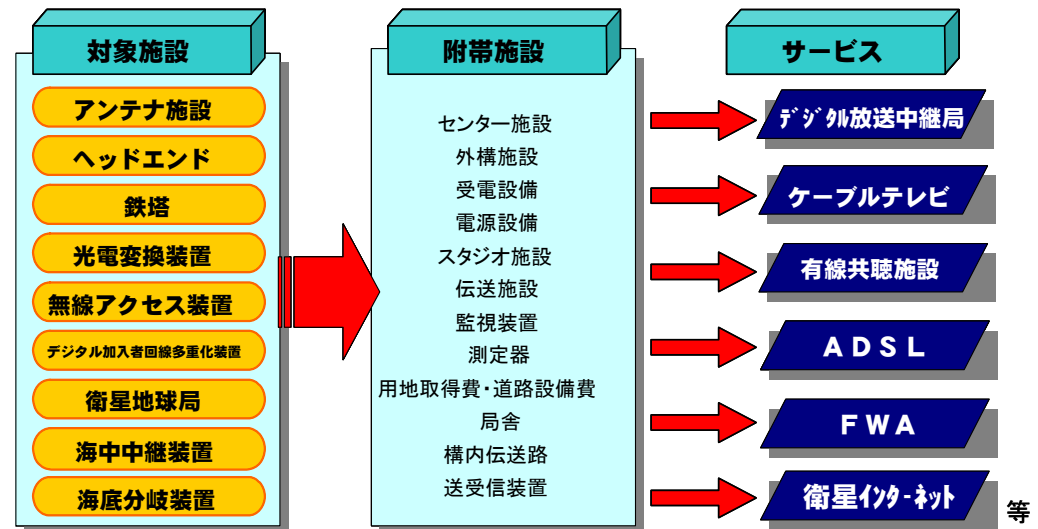
（注）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

- ③ 第三セクター法人 1／4

(2) 補助金の交付

①からサービスを決定する主要な施設を選択し、それに附帯して効用を発揮する施設を②から必要な範囲で選択することで、地域に最も適したICT基盤整備を推進。

- ①対象施設（アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海中分岐装置 等）
②附帯装置（センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置 等）



・ 所要経費

一般会計

平成19年度予定額 5,700百万円

平成18年度予算額 5,257百万円

地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

無線システム普及支援事業

電波の有効利用に資することとなる有線伝送路の整備を通じ、携帯電話等の無線システムの普及を支援することにより、無線システムの利用可能な地域の拡大を図り、電波の有効かつ公平な利用を確保する。

・ 施策の概要

①携帯電話エリア整備支援事業

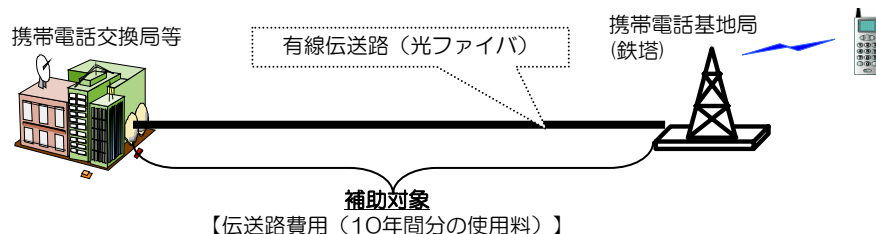
携帯電話事業者等が携帯電話等の無線システムによるサービスを提供しようとする場合に、当該システムに必要な有線伝送路を整備し、これを低廉な価格で当該携帯電話事業者等に貸与する公益法人に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

②辺地共聴施設整備事業(無線共聴システム)

無線共聴施設による辺地共聴施設のデジタル化のための改修を行うに当たり、受信点の新設・改修を行う等住民の負担が著しく過重となる場合に無線共聴システムを整備する市町村等に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

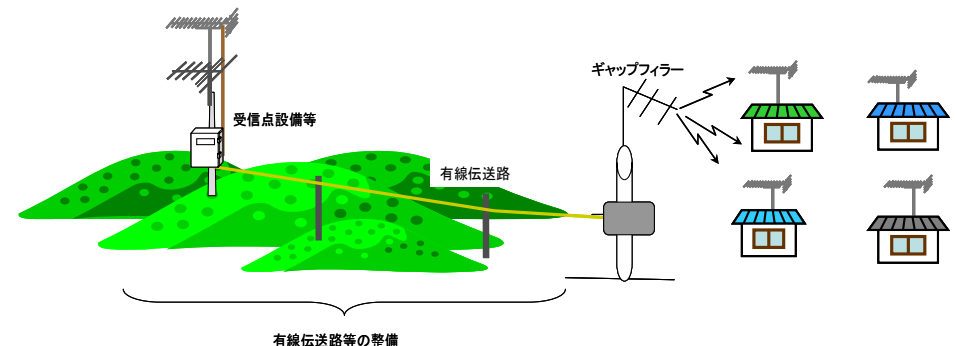
①携帯電話エリア整備支援事業

- ア 事業主体：公益法人
- イ 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯
- ウ 補助対象：伝送路費用
※中継回線事業者(NTT地域会社等)の設備の10年間分の使用料
- エ 補助率：1/2(世帯数が100未満の場合2/3)



②辺地共聴施設整備事業(無線共聴システム)

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象：受信点設備、有線伝送路等
- エ 補助率：1/2



・ 所要経費

電波利用料

平成19年度予定額	4,365百万円
平成18年度予算額	3,370百万円

辺地共聴施設整備事業

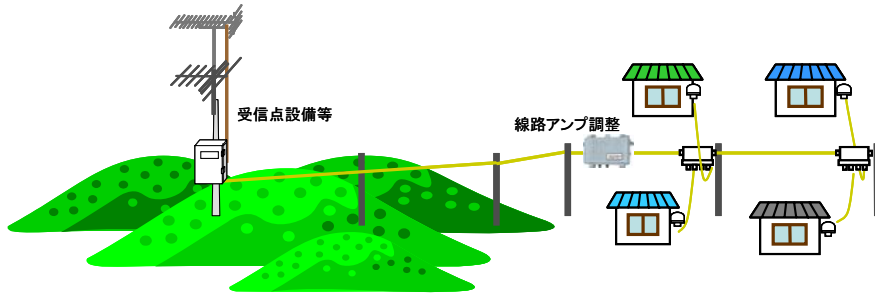
2011年のデジタル放送への全面移行を確実に達成するため、辺地共聴施設において地上デジタル放送を受信するための施設整備を行う場合に、所要経費の一部を補助。

・ 施策の概要

全国に約18,400施設、約164万世帯が利用していると推計される辺地共聴施設のデジタル化を行うための改修を行うに当たり、受信点の新設・改修等を行う等住民の負担が著しく過重となる場合に、辺地共聴施設を整備する市町村等に対して国が所要経費の一部を補助する。

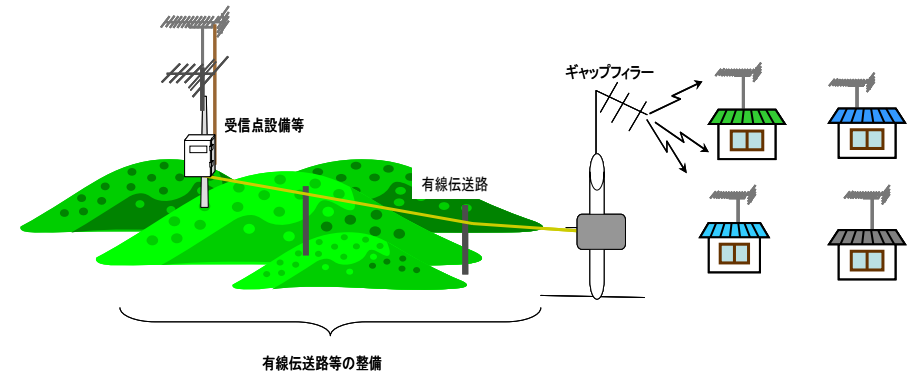
①有線共聴施設の場合

- ・事業主体 市町村
- ・対象設備 受信点設備の移設費、改修費等(補助率1/3)



②無線共聴施設の場合

- ・事業主体:市町村又は辺地共聴組合
- ・対象設備:有線伝送路(附属設備を含む)の整備費(補助率1/2)



・ 所要経費

一般会計

平成19年度予定額 地域情報通信基盤整備推進交付金(5,700百万円)の内数
平成18年度予算額 —

電波利用料

無線システム普及支援事業(4,365百万円)の内数
—

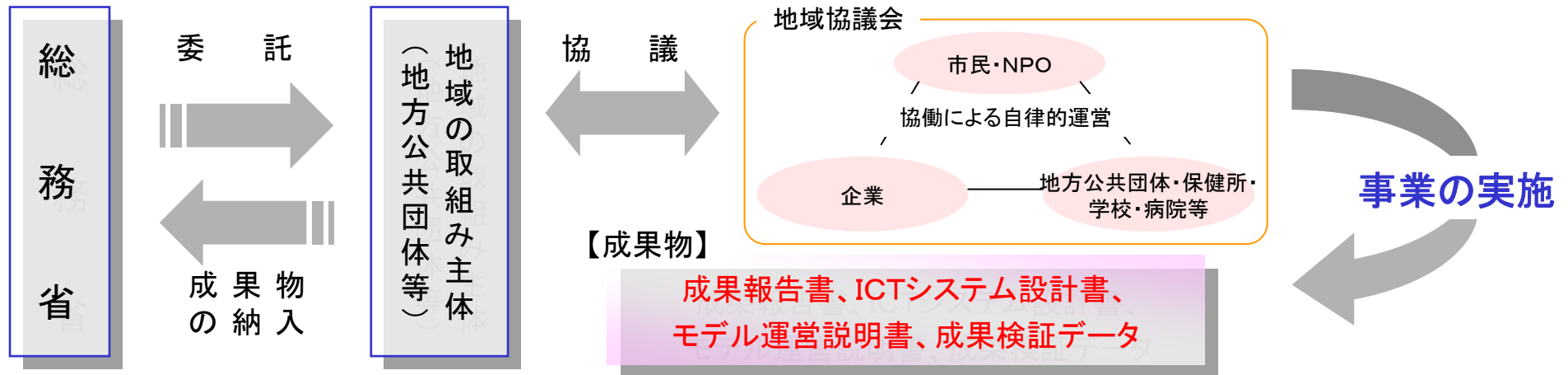
地域ICT利活用モデル構築事業【新設】

魅力ある地方、自律する地方の確立を図るため、地域・中小企業の活性化や少子化への対応等に資するICT利活用の先進的モデルの構築及びその成果の全国展開等ICTを活用した創意ある取組について支援を実施。

・施策の概要

地方公共団体等に対し、ICTの利活用による地域課題の解決や住民の利便性の向上に資する汎用的なICT利活用モデルの構築（企画、設計、開発等）を委託する。

委託先は、モデルの構築後その成果物を国に提出し、国はその成果物を必要に応じて他の団体に提供することにより、モデルの全国展開を図る。



イメージ1：公共サービスの効率化（例：子育て支援）

・地方公共団体が行う乳幼児医療助成や検診、NPOが行う子育て支援事業、子育てサークルが行う子育てイベント等散在する子育て支援サービスをICTにより有機的に結合。

イメージ2：経済の活性化（例：地場産業の活性化）

・商工行政を所管する自治体、技術力はあるが情報発信能力やブランドイメージ形成に難のある地元中小企業等が協同し、受注・在庫管理の共同化、新たな事業の核を創出するための協働、消費者評価等を効率的効果的に行う仕組みを構築。

少子高齢化対応、自律型社会の実現、地方財政の健全化、地域経済の活性化

平成19年度予定額：1,800百万円

ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発

地域の情報化による安心安全で豊かな地域社会形成のため、インターネット上で提供される多様なアプリケーションサービスを、安全かつ自在に組合せて利用できる環境を可能とするための研究開発。

・ 施策の経緯

総務省情報通信審議会で答申された「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」において、UNS戦略プログラムの一つとして「ユビキタスプラットフォームプロジェクト」の推進が提言された。また、IT戦略本部が発表したIT新改革戦略において「転居や転出の際の窓口における各種行政手続きの一括申請や、地方公共団体間の防災等の公共サービスの共同展開を実現するため、情報システムの連携基盤を開発」するとされた。

・ 施策の概要

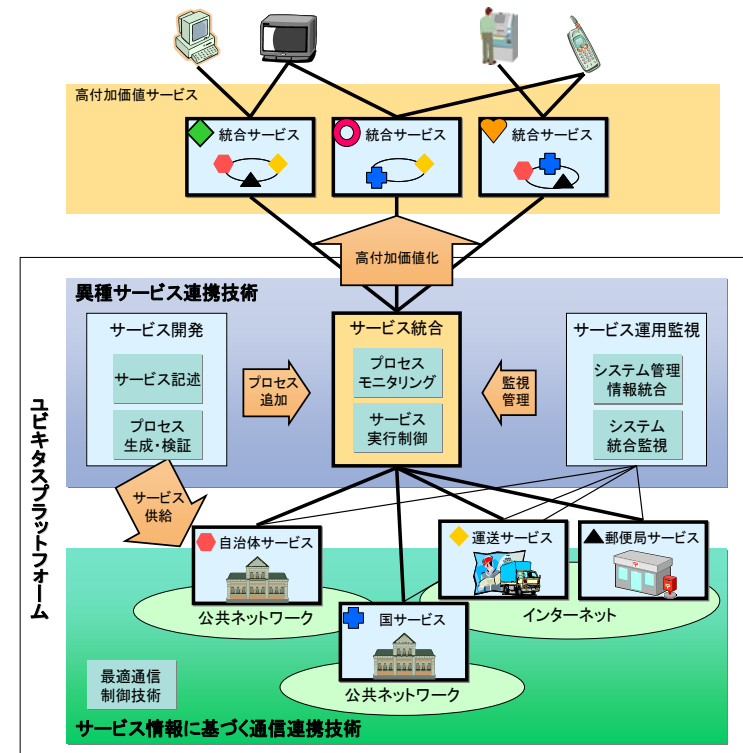
システム種別やサービス提供者の違いを意識することなく、サービスの有機的な統合を実現するサービス基盤技術体系(ユビキタスプラットフォーム)の構築に向けて、クロスサイト環境におけるシステム開発、管理及び運用に必要な、プロセス連携・モニタリング、システム情報管理等の各種技術開発を行う。

また、これら技術を統合した状態でのフィージビリティの検証、相互接続性の検証を行う。これにより、本技術を活用した民間企業が、一貫したアーキテクチャの下で信頼性の高いシステム連携基盤を構築できるようになることを目指す。

・ 所要経費

(独立行政法人情報通信研究機構運営費
交付金の内数であり予定額)

	一般会計
平成19年度予定額	963百万円
平成18年度予算額	1,040百万円



条件不利地域におけるブロードバンド化促進の調査研究

総合通信局において、条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための実施計画（行動計画）を策定するとともに、条件不利地域への施策の充実化を図る。

・ 施策の概要

- (1) 条件不利地域におけるブロードバンド化を促進するため、総合通信局がコーディネーターとなり、自治体・事業者等と協力し、モデル性の高い地域について、ブロードバンド化促進のための実施計画を策定する。
- (2) 当該計画をモデルケースとして全国へ普及するほか、補助事業の優先採択基準の策定及び地域公共ネットワーク標準仕様の改訂等条件不利地域への施策の充実化を図る。

・ 所要経費

	一般会計
平成19年度予定額	31百万円
（うち本省分）	5百万円
（うち地方局分）	26百万円
平成18年度予算額	31百万円
（うち本省分）	5百万円
（うち地方局分）	26百万円

